

南区南 33 条西 10 丁目ほか 5 か所
吐口・制水ゲート老朽度診断業務

特記仕様書

令和 6 年度

札幌市 下水道河川局 事業推進部

1 業務の目的

札幌市下水道河川局事業推進部が所管している吐口・制水ゲートの良好な管理を行うため、施設の長寿命化及び維持管理に要するトータルコストの軽減を図ることを目的とし、老朽化している施設の予防保全の取り組みを計画的に行い、点検調査及び軽微な分解整備を実施する業務である。

2 対象ゲート

本業務では、下記の6門を対象としている。

※位置図・一般図は別添を参照のこと。

- (1) 南区南33条西10丁目（豊平川第19号樋門）吐口ゲート
- (2) 白石区平和通15丁目北1（TS-3）吐口ゲート
- (3) 白石区流通センター4丁目（A-7-L）制水ゲート
- (4) 清田区北野5条3丁目（A-10）吐口ゲート
- (5) 中央区北1条東15丁目（東橋下流左岸樋門(裏ゲート)）吐口ゲート
- (6) 手稲区西宮の沢4条4丁目（中2-3）制水ゲート

3 業務の内容

(1) 業務計画(内業)

業務開始にあたり、業務計画書・関係機関との協議資料等の作成を行う。

(2) 現地点検調査整備(外業)

下記の点検調査及び整備は、各々最新の「ゲート点検・整備要領（案）」（一般社団法人 ダム・堰施設技術協会）、「機械工事塗装要領（案）・同解説」（国土交通省 総合政策局 建設施工企画課）、「コンクリート診断技術」（公益社団法人 日本コンクリート工学協会）、に基づき、吐口・制水ゲート施設の点検調査・整備を行う。

ア 施設点検調査(外業)

施設の現状の把握として、施設各部位・部材の点検調査及び一般図作成に伴う形状・寸法計測等を行う。

イ 施設整備(外業)

施設の筆塗塗装及び油脂類の交換・補充等の軽微な分解整備を行う。また、施設が適正に機能できるか作動試験等を行う。

ウ 作業における留意点

- ・作業にあたり交通規制を伴う場合は、事前に関係機関と協議を実施すること。
- ・動力付施設の診断にあたっては、事前に調査日を通知すること。
- ・歩行者通路は保安施設を施して確保すること及び、交通整理員を配置し交通

安全に留意すること。

- ・防護柵がある場合は、日々の業務が終了した時点で必ず施錠をすること。
- ・ゲート操作に際しては緊急時を想定しチェーンブロック等の巻上機を配置の上、作業を行うこと。

(3) 補修・修繕の検討(内業)

(2)によって得られた結果を基に、補修・修繕の必要性の有無を検討する。また、調査結果及び補修・修繕の必要性については、調査結果一覧表に取りまとめる。

(4) 補修・修繕の実施設計(内業)

(3)の検討結果を基に、①補修・修繕の工法②施工範囲・規模③施工方法を複数検討し、経済性・施工性等を総合的に判断した上で、選定された最良の補修・修繕工法で図面・設計計算書・数量調書・施工計画作成し、概算工事費の算出を行う。

(5) 報告書作成(内業)

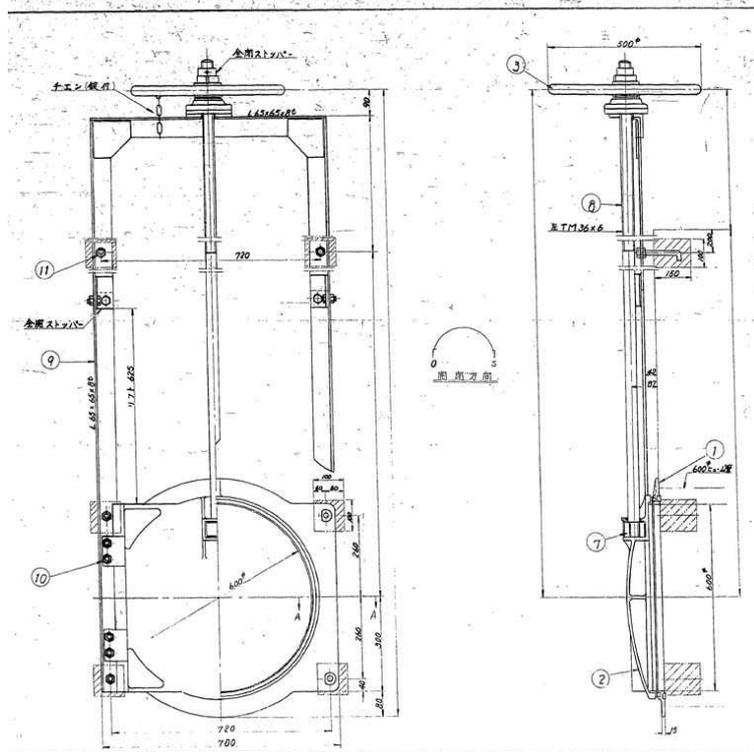
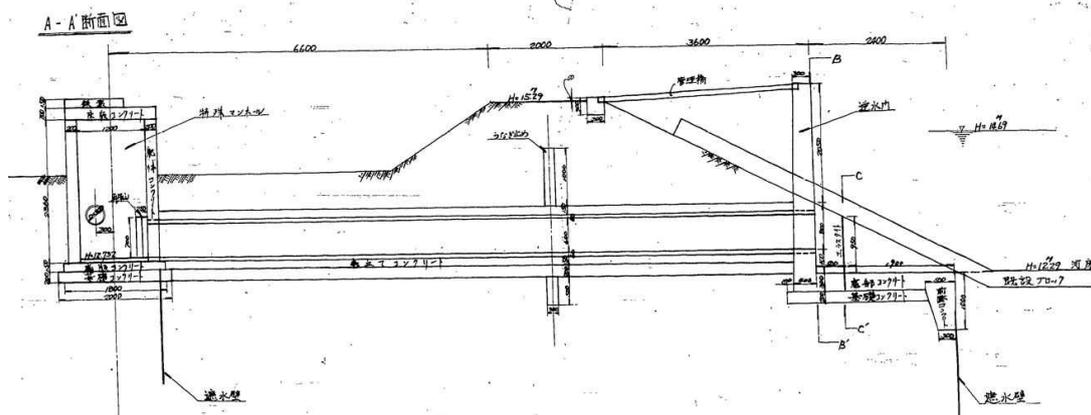
調査点検結果は、(2)で明示した各要領等に則り各種記録表等の作成を行うとともに、補修・修繕の実施設計の考え方等を当該業務の結果として取りまとめ、報告書を作成する。また、データの提出方法は、紙媒体・電子データそれぞれ2部とし、ファイル形式等は任意とする。

4 業務期間

着手の日から令和6年12月15日までとする。

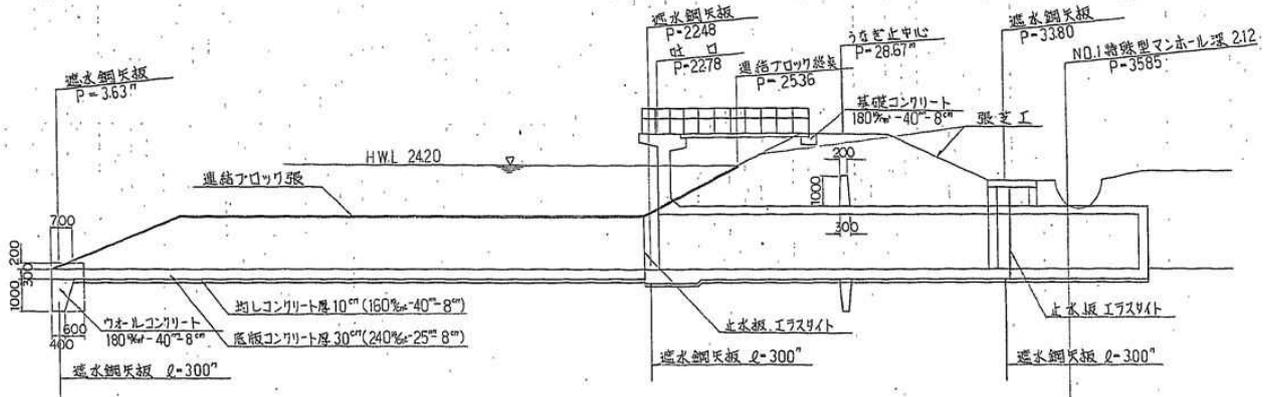
2 平和通15丁目北1 (TS-3) 吐口ゲート

別添



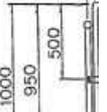
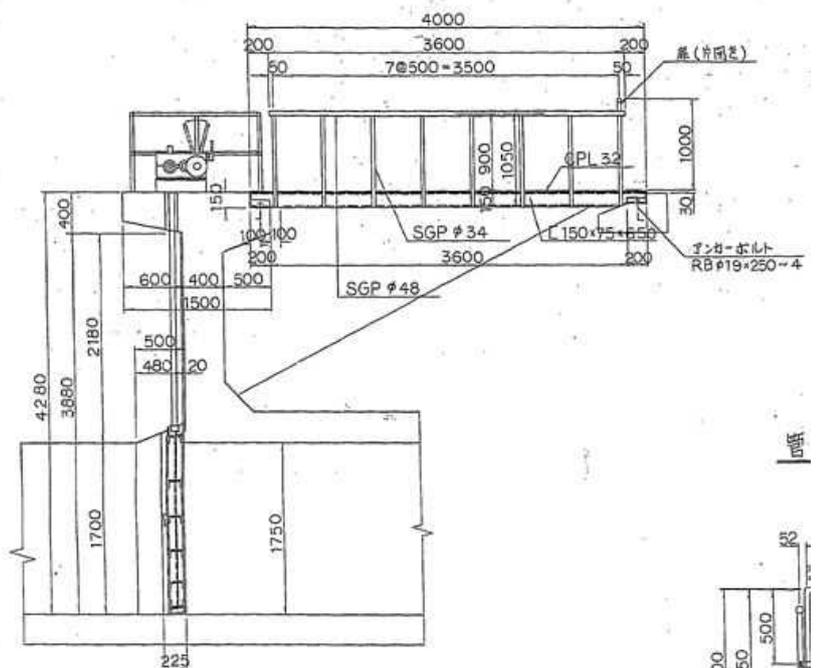
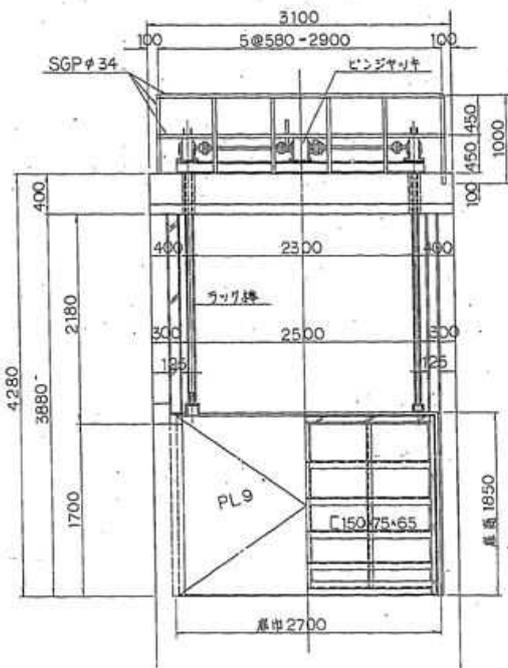
4 北野5条3丁目 (A-10) 吐口ゲート

別添



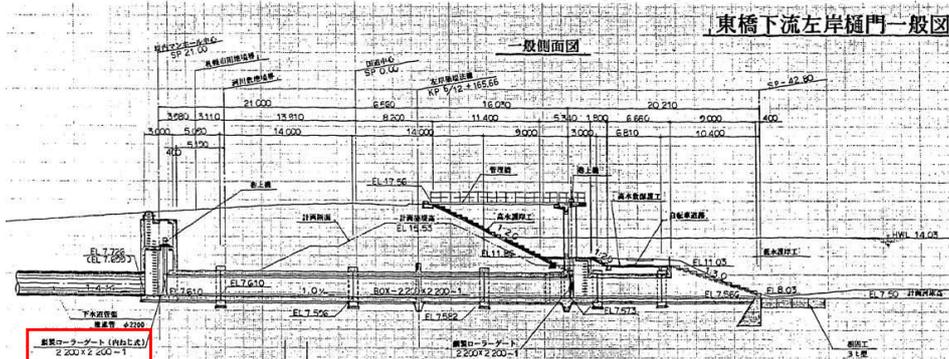
正面図 S-1:30

側面図 S-1:30



5 中央区北1条東15丁目 (東橋下流左岸樋門(裏ゲート))

別添



本業務対象は裏ゲート
※表ゲートは過年度診断済

